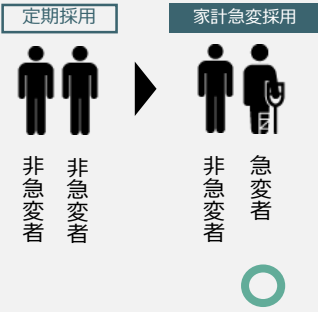
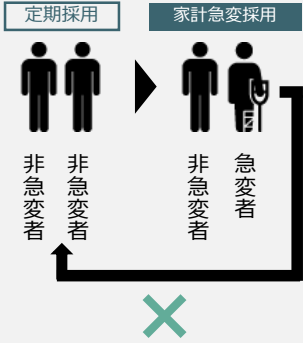


家計急変により 支援区分の変更を希望する給付奨学生の皆さんへ

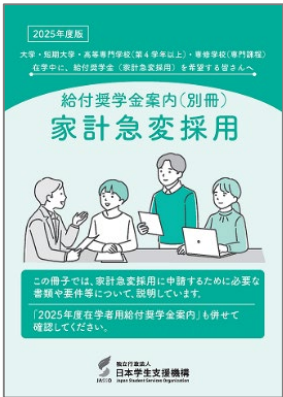
すでに給付奨学金の支給を受けていても、家計を急変させる特定の事由が生じた場合は、所定の手続きにより、支援区分の変更を申請することができます。

1. 対象と留意点

ケース	対 象	留意点
定期採用から 家計急変採用に 変更申請	すでに定期採用により 給付奨学金の支給を受けていても、 予期できない事由により家計が急変した場 合は、家計急変採用の取扱いへと変更申請 することができます。 	家計急変採用の取扱いに変更した後は、 変更前の定期的な募集（進学前の予約採 用、在学中の春と秋の募集）による採用 者の取扱いに戻ることはできません。 
さらなる 家計急変に申請	すでに家計急変採用により 給付奨学金の支給を受けていても、 もう一方の生計維持者が、 予期できない事由により家計が急変した場 合は、家計急変者を追加申請することがで きます。 	さらなる家計急変が認められた場合、 これまでの支援区分見直しスケジュール はリセットされます。 新しいスケジュールに基づき、「家計急 変現況届」を提出することになります。 ※すでに家計急変者として扱われている 生計維持者に新たな家計急変事由が発 生した場合は、“さらなる家計急変”の対 象外です。 

2. 「給付奨学金案内（別冊）家計急変採用」を確認

募集時期や家計急変の事由・支給対象者の要件などは、通常の家計急変採用と同じです。「給付奨学金案内（別冊）家計急変採用」（9ページ「**6** 申込みの流れ」は除く）を確認してください。



3. 申請方法

通常の家計急変採用とは異なり、所定の様式を提出します。

通常の家計急変採用の申請	
スカラネットから申込み情報を入力	▶
インターネットによるマイナンバーの提出	▶
奨学金確認書兼地方税同意書の提出	▶
	・ 定期採用から家計急変採用に変更申請 ・ さらなる家計急変に申請
	所定様式を提出 「家計急変による支援区分変更願」
	提出不要
	提出不要

4. 申請手順

通常の家計急変採用と同様、その事由が発生したときから原則として3か月以内に申請する必要があります。なるべく早い時期に、在学期に相談し、申込資格や必要な書類、今後の手続きについて確認してください。

（1）所定様式を受け取り、必要書類を準備

在学期から専用様式「**家計急変による支援区分変更願**」を受け取り、学生等本人が記入・自署をしてください。また、その他の必要書類（**家計急変事由に関する証明書類、家計急変者の収入証明書類**）を準備してください。

（2）申込書類を学校へ提出

指定された期限までに、上記（1）で準備した必要書類を在学期へ提出してください。

注意！
提出不要

スカラネット入力下書き用紙、奨学金確認書兼地方税同意書
※提出不要の書類を誤って提出した場合であっても、書類の返却はできません。

手続き完了

申請結果は、在学期を通じてお知らせします。